

# 個人情報及びプライバシー保護に関する研修

－個人情報やプライバシーへの意識を高める－

令和7年度 9月 安全委員会

## 個人情報とプライバシー

個人情報は、プライバシーの一部に含まれる。

### 【プライバシー】…他人に踏み入れてほしくないこと

- ・「個人の秘密にしたい情報」や「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」。
- ・個人の主觀により、個々にその範囲が異なる。

### 【個人情報】…できればあまり知られたくないもの

- ・情報それ自体で、特定の個人を識別できるもの（氏名、顔写真など）
- ・他の情報と照合する事により特定の個人を識別できる物（生年月日、住所、勤務先、職業など）
- ・個人識別符号が含まれるもの（マイナンバー、旅券番号）

◎私たちの業務は、「個人情報を取り扱っていること」そして、「プライバシーに介入していること」を自覚することが大切。

## 個人情報等に関する法令（福祉の分野）

- ・憲法・個人情報保護法・個別法（社会福祉士及び介護福祉士法・言語聴覚士法など）による守秘義務規定

## 当事業所におけるプライバシー

- ・排泄介助、着替えなど。介助の必要性が高くなるほど、プライバシーに介入する機会が増える。
- ・利用者の尊厳を守るポイント
  - ①プライバシーに介入している自覚をもつ。
  - ②一人一人に合わせた配慮が必要。
  - ③「恥ずかしい」という気持ちに配慮し、尊厳を傷つけたり精神的苦痛を与えたないように。
- ・具体的には…
  - 〔排泄、着替えの場面〕カーテンや仕切りなどで区切る。  
　　男児と女児を分ける。同性スタッフの対応。
  - 〔申し送りなど〕話す場所、声の大きさにも十分注意する。視覚情報への配慮も。
  - 〔個人情報の取り扱い〕個人情報は施設外に持ち出さない。  
　　書類、収納、廃棄、収納箇所への出入りの制限、電子機器のロック徹底など適切な管理。
  - HPやSNSは担当者を決めて不特定多数の職員が関われないようにする。

参考文献：「児童福祉における個人情報の取り扱い」